

(仮称) 小白浜グラウンド遊具整備業務 仕様書

1 業務内容

複合遊具設置 (基礎工事を含む)

2 仕様

本業務を行うにあたり、仕様は以下のとおりとする。

(1) 遊具に関する事項

- ① 利用対象者は3歳～12歳とする。
- ② 設置場所は、釜石市唐丹町字小白浜 203～205、207、208、210、211、237、239、242 の(仮称) 小白浜グラウンド内とする。
- ③ 年齢や障がいの有無、体格、性別などに関わらず利用できるものとするため、ユニバーサルデザインに配慮された遊具とし、SPマーク適合製品とする。
- ④ 遊具の構造や配置等については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(国土交通省) 及び「遊具の安全に関する規準」(社) 日本公園施設業協会) に準じること。

(2) 施工に関する事項

- ① 岩手県県土整備部共通仕様書に基づく施工管理を行うこと。
- ② 遊具設置に係る工事は令和4年1月末までに行うこと。
- ③ 遊具設置に伴い既存の構造物や舗装等を損傷した場合、現況どおり復旧を行うこと。
- ④ 次のいずれにも該当する者を工事現場に配置すること。
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)の定めるところにより、参加申込者と直接雇用関係のある主任技術者をこの工事現場に配置できること
 - イ 主任技術者は、見積提出期日の前日において入札参加業者と直接的かつ恒常的(3カ月以上)な雇用関係にある者であること。
 - ウ (社) 日本公園施設業協会技術資格制度における公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置すること。

3 提案を求める範囲

- (1) (仮称) 小白浜グラウンドの性格、立地条件等に合致したテーマ及びコンセプトの提案とする。
- (2) 構成要素及び安全性
上記の使用を満たした上で、配置遊具の規模や機能、アイテムの組み合わせ、遊具のレイアウト等について提案を求める。
- (3) デザイン
遊具のデザインやイメージ、景観への配慮等について、概略図(遊具エリア全体のイメージパース等) 平面図、立面図により提案を求める。
- (4) 維持管理
各仕様材料別に検討するとともに、遊具全体として維持管理を低減できる対策の提案を求める。
- (5) 下請けによる施工とする場合、可能な限り市内業者を活用すること。